○九州地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九十七号	松浦市今福町滑栄免字札ノ元一〇六二番一から同市今福町浦免字田川原一五二番一まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十四日

○九州地方整備局告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日　九州地方整備局長　金尾　健司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百九十七号

三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
松浦市今福町滑栄免字札ノ元一〇六二番一から同市今福町浦免字田川原一五二番一まで	一四・〇〇～九〇・〇六	二・二三六

四　指定する期日　平成二十七年三月十三日

○九州地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十三日　九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第四百二十三号中間都市計画、水巻都市計画、遠賀都市計画及び鞍手都市計画下水道事業遠賀川下流流域下水道

三　事業施行期間　自平成八年三月八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十三日　九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第三百六十一号福岡都市計画、筑紫野都市計画、太宰府都市計画及び那珂川都市計画下水道事業三笠那珂川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十七年三月九日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡部　和憲

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道天塩郡天塩町字ウブシ五〇四九番九から同郡幌延町字幌延三二八番一まで	前	A　六・五〇～九五・五〇	二・六一〇	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D　一四・五〇～一七〇・〇九	三・三二六	
	後	A　六・五〇～九五・五〇	二・六一〇	
		B・C・D　一四・五〇～一七〇・〇九	三・三〇二	
北海道天塩郡幌延町字幌延三二八番一から同町字下沼四二一番一まで	前	A　二一・八二～一二九・五〇	一一・四〇七	
		B・C・D　一三・〇〇～二五七・〇〇	四・八〇二	
	後	A　二一・八二～一二九・五〇	一一・四〇七	
		B・C・D　一三・〇〇～二五七・〇〇	四・八〇二	
		E　一三・〇〇～二五七・〇〇	四・八〇二	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道白糠郡白糠町茶路基線一九四番一二から同町ヌイベツ三五番八まで	前	三九・五八～九一・九一	〇・六九八
	後	三五・〇九～八二・八八	〇・六九八

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日　北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十八号及び二百八十二号	函館市桔梗町四三四番一から同市桔梗町四三一番一五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局函館開発建設部
二百七十八号	函館市桔梗町四三五番八四から同市赤川町一九九番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十七年三月十四日十五時